

秩父別町交流体験農園利用申込書(滞在型)

年 月 日

株式会社秩父別振興公社
代表取締役社長 様

住 所
申込者

ふりがな
氏 名

印

次のとおり、秩父別町交流体験農園の滞在型市民農園を利用したいので、秩父別町交流体験農園設置及び管理に関する条例第6条の規定に基づき申し込みます。

記

申 込 者 欄	連絡先 〒					
	電話番号					
	職業又は前職					
	収入の種類 (○で囲む)		給与・年金・自営・報酬 その他 ()			
	来園できる日数		月に 日くらい			
	作りたい作物					
	利用希望期間		年 月 日 ~ 年 月 日			
利 用 者 欄	希 望 区 画		第1希望		第2希望	
	氏 名		申 込 者 との関係	年齢	性別	職 業 等
			本 人			
※ 管理者 記入欄	年間利用料 円 (No. 号)					
	利用開始 年 月 日 最長 年 月 日まで					

※ 利用者欄が足りない場合は、余白に記入してください。

秩父別町交流体験農園利用申込書(日帰型)

年 月 日

株式会社秩父別振興公社
代表取締役社長 様

住 所
申込者

ふりがな
氏 名

印

次のとおり、秩父別町交流体験農園の日帰り型市民農園を利用したいので、秩父別町交流体験農園設置及び管理に関する条例第6条の規定に基づき申し込みます。

記

申 込 者 欄	連絡先 〒				
	電話番号				
	職業又は前職				
	来園できる日数	1ヶ月に 日又は1週に 日			
	作りたい作物				
	利用希望期間	年 月 日 ~ 年 月 日			
	希望区画	第1希望		第2希望	
利 用 者 欄	氏 名	申 込 者 との関係	年齢	性別	職 業 等
		本 人			
※ 管 理 者 記 入 欄	年間利用料 円 (No. 号)				
	利用開始 年 月 日 最長 年 月 日まで				

※ 利用者欄が足りない場合は、余白に記入してください。

誓 約 書

私は、秩父別町交流体験農園の利用の申し込みにあたり、下記の事項について同意します。

- 1 施設又は付属設備を、故意に損傷及び汚損する行為はしません。
- 2 他の利用者及び周辺地域に迷惑を及ぼす行為はしません。
- 3 施設内の土地の形質を変更したり土砂を搬入及び採取する行為はしません。
- 4 施設を改造したり、建物及び工作物を設置しません。
- 5 施設内で鳥獣類を捕獲したり、殺傷する行為はしません。
- 6 施設内に風致風俗を乱す恐れのある広告、又はこれに類するものを掲示しません。
- 7 立入禁止区域には立ち入りません。
- 8 指定された場所以外の場所に車輛等を持ち入れたり、駐車しません。
- 9 施設内で営利を目的とした行為を行いません。
- 10 施設を本来の目的以外の用途に利用しません。
- 11 秩父別町交流体験農園内で利用する、資材及び食糧は秩父別町内で購入します。
- 12 浴場利用については、秩父別温泉ちっぷ・ゆう&ゆを利用します。
- 13 施設利用に関しての取材等がある際には協力します。
- 14 上記の項目に違反した場合は、秩父別町及び管理者の指示に従います。

年 月 日

株式会社秩父別振興公社
代表取締役社長 様

利用申込者 住 所
氏 名

秩父別町交流体験農園利用申込に係るアンケート

氏 名 _____

1 利用申込みの動機

2 農園で栽培したい作物について（作物名を記入願います。）

3 交流体験農園内で開催される地域住民との交流イベントについて

① 参加について（どちらかに○を付けて下さい）

参加したい ・ 参加したくない

② 参加を希望される場合どのようなイベントを希望されますか

（○をつけてください。複数回答可）

地域住民との交流会・田植え体験・稲刈り体験・収穫祭

その他（ _____ ）

4 交流体験農園の管理運営をサポートする、「秩父別町田舎の親戚」の会員に希望することは（○をつけてください。複数回答可）

- ・ 農作物栽培に対するアドバイス
- ・ 農作物の加工に対するアドバイス
- ・ 町内各施設の案内
- ・ 町内各種イベントへの案内
- ・ 農産物の販売

その他（ _____ ）

《『なつみの里』の利用について》

1. なつみの里の運営及び管理について	運営及び管理については、株式会社秩父別振興公社で実施します。
2. 利用区画内での植栽物について	<p>区画内での植栽物については、野菜、花とし、契約満了時又は契約解除時については伐根し原状回復し返還していただくこととなります。ハーブ及び実類（プルーン等）の植栽については、伐根可能な物であれば栽培可能です。</p> <p>区画内の畑及び花壇以外の場所には環境整備として芝生を植栽していますので、他の植物を植栽することはできません。</p>
3. 薪ストーブ用の薪について	<p>宿泊施設については、薪ストーブが設置されています。</p> <p>このストーブ用の薪については、個人で用意されるか、センターハウス（振興公社）で販売しています。（薪 1,000 円／10kg、おが炭 900 円／包）</p>
4. 栽培用の苗や種子及び資材の購入先について	町内の商店等をご紹介します。
5. 宿泊施設の壁に開けたネジ等の跡について	<p>契約満了時又は契約解除時に埋め戻して返還して下さい。</p> <p>クロスについては、一般生活上発生する汚れについては原状回復の対象といたしません。汚れが生じた場合はその都度ふき取りするなど、適正な維持管理に努めてください。</p>
6. 自家用車及びスクーターの駐車場について	<p>宿泊施設横の砂利部分に、随時駐車してもよいです。ただし、次の事項を厳守してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊施設横の砂利部分への駐車は1区画につき1台とし、来客等の車についてはセンターハウス前駐車場を利用させていただきます。管理道路上への駐車はできません。 ・ 車の走行については節度ある対応をお願い致します（最徐行）。 ・ 車の走行等により芝生が痛んだ場合は、原状回復の対象となります。また、車の走行により道路に凹凸が生じた場合は、利用者皆様の共同作業等により修復するなど、良好な維持管理に努めていただきます。 ・ 施設の調査等で、町から依頼のあった場合は、車をセンターハウス前の駐車場へ移動してください。 ・ 管理道路への車の乗り入れによる事故及び利用者間での問題が発生した場合は、乗り入れについて検討させていただきます。

	<ul style="list-style-type: none"> ・管理道路進入口に、利用者及び関係車両以外の進入を防ぐためバリケードが設置されます。管理道路に出入する際は、バリケードをよけて通行してください。 ・車の乗り入れにより事故が発生した場合、町は一切の責任を負いかねます。
7. ペットの飼育について	<p>宿泊施設内のみの飼育としますので、室内で飼育ができる小型動物に限ります。</p> <p>ペットによる施設内の損傷箇所及び臭気については、契約満了時又は契約解除時に利用者の負担において原状回復し返還していただくこととなります。</p> <p>なお、利用者の中には動物の苦手な方もいますので、施設内（駐車場も含む）の散歩は禁止といたします。また、施設外での散歩につきましても、必ず係留し、節度ある対応をお願い致します。</p>
8. 電気料、水道料等の支払について	<p>月末検針で翌月払いとし、振興公社から毎月請求書が発行されますので、期日までに、センターハウス管理事務所の管理人にお支払い願います。</p> <p>また、振込みを希望される方は、指定金融機関（北いぶき農協本所）に振込み願います。</p>
9. ガスの利用について	<p>ガスについては、個人契約となりますので、北いぶき農協のスタンドで手続きをお願いいたします。</p>
10. 畑の土壌改良について(肥料等)	<p>肥料等は個人負担で用意願います。</p> <p>また、有機・無農薬栽培を実践される方もいますので、隣接者と協議のうえ栽培を進めてください。</p> <p>特に農薬を利用する場合は、極力飛散しないような方法でお願いいたします。</p>
11. 肥料の種類について	<p>通常は、野菜用の肥料を利用します。</p> <p>栽培作物によって異なりますので、肥料購入の際販売店にて確認願います。</p>
12. ごみ収集場所について	<p>ゴミ集積場所は農機具庫前に設置します。</p>
13. 日帰り型利用者のゴミについて	<p>基本的に持ち帰りとさせていただきます。</p>

14. 民有地の無断侵入について	<p>民有地については侵入しないようにしてください。</p> <p>紛争が起きた場合、町及び管理者は一切の責任を負いかねます。</p>
15. 新聞の購入について	<p>月契約であれば、早川新聞店（33-2808）で販売しています。</p> <p>日買いの場合はセイコーマートで販売しています。</p>
16. 消火器の購入について	<p>消火器については個人対応とさせていただきます。</p> <p>須藤商会、高村電気、J A スタンドで購入できます。</p> <p>建物の火災保険は町で加入していますが、利用者に過失が認められ免責が発生した場合、免責部分については利用者の負担となりますので、借家賠償責任保険等の加入をご検討願います。</p> <p>借家賠償責任保険の加入については、損害保険会社等にご相談願います。</p> <p>利用者の過失において火災が起きた場合、利用者持込の家財道具等については、町及び管理者は一切の責任を負いかねます。</p>
17. 洗濯物干し台等の屋外建造物の設置について	<p>洗濯物干し台等の屋外建造物の設置については、簡易型（取外しが可能なもの）を利用願います。（※屋外建造物の常設については、基本的に認めません。）</p> <p>また、設置に伴い問題が生じた場合は、なつみの里管理者と協議願います。なお、なつみの里には各地からの視察や取材が来る場合もあることから、肌着を屋外に干すのはご遠慮願います。</p>
18. ポストの設置について	<p>簡易宿泊施設に郵便物等の配達物がある場合は、個人でポストを設置してください。</p> <p>また、町、振興公社からの連絡事項がある場合は、センターハウス事務所に設置された入居者別の連絡箱に投函しますので、定期的に管理人に確認願います。</p>
19. 簡易宿泊施設の利用者ネーム版の設置について	<p>区画番号については、町で表示しています。</p> <p>利用者のネーム表示については個人対応とさせていただきます。</p>
20. なつみの里の出入について	<p>管理の都合上、なつみの里に来園されたとき、帰宅及び不在になるときは、管理簿に記入願います。</p>

21. インターネットの利用について	センターハウスの開いている時間帯に限り利用できます。(概ね9時～16時ぐらい) 利用料を1ヶ月200円電気・水道料とともに請求いたしますので、利用された場合は毎月利用者名簿に記名願います。
22. NHK受信料について	NHK受信料については個人対応とさせていただきます。
23. 刈払い機及び芝刈り機の利用について	刈払い機の利用につきましては、ナイロンカッター装着時のみ利用可能です。 芝刈り機につきましては、利用する前に石などを取除いてから利用してください。(石の飛び散り防止) また、利用後は刃の付いている部分の草を除去してください。

※ 利用者の関係者についても、上記に関しては同様といたします。

※ 上記以外の事項については、その都度検討し回答させていただきます。